

岐阜県公報

目次

告示

- 平成二十一年度決算に基づき算定した健全化判断比率
平成二十一年度決算に基づき算定した資金不足比率
有害興行の指定
道路の区域変更
道路の供用開始

選挙管理委員会告示

- 設立届が提出された政治団体の名称等の公表
政治団体の異動事項の公表
解散届が提出された政治団体の名称等の公表

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
公共測量の実施

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たるときは翌日)

告示

第二千九十四号
平成二十二年十月二十六日

(火曜日)

岐阜県告示第五百四十二号

平成二十一年度決算に基づき算定した健全化判断比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項の規定により公表する。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(3.75)	(8.75)	19.1 (25.0)	251.8 (400.0)

(注) 1 ()内には、それぞれの比率に係る早期健全化基準を記載した。

2 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、それぞれ「-」を記載した。

岐阜県告示第五百四十三号

平成二十一年度決算に基づき算定した資金不足比率は、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二十一条第一項の規定により公表する。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十二年十月二十六日

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
岐阜県病院事業会計	(20.0)
岐阜県水道事業会計	(20.0)
岐阜県工業用水道事業会計	(20.0)
岐阜県流域下水道特別会計	(20.0)

(注) 1 ()内には、経営健全化基準を記載した。
 2 資金不足額がないため、それぞれ「-」を記載した。

岐阜県告示第五百四十四号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第二十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等級	配給会社名等
映画	奴隷飼育 変態しゃぶり牝	オーピー映画	オーピー映画
	痴漢電車 とろける夢タッチ	オーピー映画	オーピー映画
	YOYOCHU SEXと代々木忠の世界	スターサンス	スターサンス
	絶対痴女 興出し調教	オーピー映画	オーピー映画
	悦楽の性界 淫らしましよ!	オーピー映画	オーピー映画
	新釈・四畳半樓の下張り		新東宝映画
	ノット・レテッド~アメリカ映画倫のウソを暴け!		ユニ・ミュージック

ピーイング・ボーン~驚異のアメリカ土産ビジネス	ユニ・ミュージック
-------------------------	-----------

2 指定年月日

平成22年10月26日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の幅員(メートル)		延長(メートル)	備考
			前	後		
県道	可児線 金山線	美濃加茂市牧野字小林二 一三番一七地先から 同 市下米田町小山 字下井領二一九二番三 地先まで	三〇・五	三〇・五	二四八・五	

岐阜県告示第五百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十月二十六日から三週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		可御 児嵩 線		類の道 種路		路線名		区 間		別前変区 後更域		敷地の幅 員メ ール ト		延 長 メ ール ト		備 考			
前 A	後	前	C	後 B	A	前 A	別 後	可児郡御嵩町古屋敷字前 山五一〇番三地先から	同 郡同 町同 字卯 蔵田六八四番一地先まで	可児市柿田字杉ヶ洞五二 七番一地先から									
二八〇 三五〇	二九〇 三五〇	七〇〇 二〇〇	二九〇 五〇〇	一六〇 三六五	九〇〇 二二五	九〇〇 二二五	ル メ ール ト	二四〇〇	二四〇〇	二四〇〇									
図は及A、 面関び に係C B		重一 用号二 と十国		用号二般C と十国は 重一		用線見道B と白多は 重一		をのる表 は区敷示 分地にす		図は及A、 面関び に係C B		備 考							

同 市柿田字神崎四番三 地先まで		可児市柿田字杉ヶ洞五二 七番一地先から		同 市同 字細池八〇九 番四地先まで		可児市柿田字細池八二九 番一地先から		同 市同 字神崎四番三 地先まで		後		C		B		のる表 は区敷示 分地にす	
												三三〇 二五〇		三三〇 二五〇		重津見道C 用線八多 と百治県	

岐阜県告示第五百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十月二十六日から三週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	可御 児嵩 線	類の道 種路	路線名	区 間	延 長 メ ール ト	供 用 開 始 の 期 日	備 考 （区域 決定の 又は 変更の 年月日 は示す ほか）
	可児郡御嵩町古屋敷字前山 五一二番一地先から 可児市柿田字細池八〇九番 四地先まで				一八五〇	平成 三二〇二六	平成 三二〇二六

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党本巣支部	後藤 寿太郎	高田 文一	本巣市外山 893	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
田中たくみを育てる会	田中 巧	田中 巧	関市桜ヶ丘 3 2 12
藤川たかお後援会	小川 修	藤川 法子	羽島市正木町曲利 1101
谷藤さんじ後援会	組田 真人	篠田 悦利	岐阜市芥見 2 71

岐阜県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり変更する。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を変更する。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党飛騨市支部	会計責任者	永山 清雄	泉原 一則
金子会吉城郡連合会	会計責任者	永山 清雄	泉原 一則
金子一義後援会	会計責任者	渡辺 真理	北原 快泉

神岡町金子会	会計責任者	大坂正人	山下昌男
安田謙三後援会	会計責任者	安田千夏	西垣澄男
安田けん三を育てる会	会計責任者	安田千夏	西垣澄男
安田よしくに後援会	代表者	伊藤直人	安藤一成

岐阜県選挙管理委員会告示第九十一号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県選挙管理委員会
 委員長 大松利幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
全国社会保険推進連盟岐阜県支部	平沢伊之助	秋沢幸正	岐阜市御望495 1	平成22年9月30日	政党の支部	自由民主党本部	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
宮川勝後援会	杉江正光	加藤義彦	羽島郡岐南町伏屋4 113	平成21年8月12日			一以上の市町村区域等

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人農商工ネットワークぎふ
- 三 代表者の氏名 藤中 広
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県瑞穂市別府一五〇九番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、アグリイノベーションを行う個人や団体に対して、人的風土・マーケティング・マネジメントの視点から経営改善を図り持続的発展を促すと同時に農商工連携や2次産業及び3次産業への新たな展開によって、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十月十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロ

三 建物の名称及び所在地

ホームセンターパロ 各務原インター店

各務原市小佐野一丁目二番地 外

四 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

(変更前) 一四四台

(変更後) 一一三台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前九時三〇分

(変更後) 午前八時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十月十五日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ北方店

本巣郡北方町平成二丁目三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パレモ 代表取締役 中本 敏幸 外十九者

(変更後) 株式会社パレモ 代表取締役 小田 保則 外二十一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十二年十月二十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十月十五日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

アピタ北方店

本巢郡北方町平成二丁目三番地

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一、二二四台

(変更後) 一、一四〇台

駐車場の出入口の数及び位置

(変更前) 二十二箇所

(変更後) 十八箇所

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量(都市計画基本図作成)

三 作業期間

平成二十二年九月二十四日から

同二十三年三月十五日まで

四 作業地域

岐阜市長が指定する場所

平成二十二年十月二十六日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター